第4次 七尾市男女共同参画推進プラン

~支え合いのネットワークが はりめぐらされた まちをめざして~



七尾市

男女共同参画都市宣言

私たち七尾市民は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化が息づく郷土に誇りを もち、人間としての自立と平等を基本理念として、男女が互いの人権を尊重し ながら社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任もともに分かちあい、すべて の人がきらめくまち「ななお」をめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣 言します。

- 1. 私たちは、男女が互いの人権を認めあい、一人ひとりの個性と能力を発揮し、いきいきと心豊かに暮らせる「ななお」をめざします。
- 1. 私たちは、男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野で、平等に参画できる「ななお」をめざします。
- 1. 私たちは、男女が対等なパートナーとして、家庭に職場に地域に、ともに協働し支えあい、その大切さを七尾っ子に社会全体で伝える「ななお」をめざします。
- 1. 私たちは、男女がともに協力し、豊かな自然と地球環境を守り、人を愛し平和を愛する「ななお」をめざします。

平成17年11月26日

七尾市

七尾市男女共同参画シンボルマーク



男性も女性も立派な一人の人間

はじめに



このたび、令和3年度(2021年度)を初年度とした、 これから10年間の「第4次七尾市男女共同参画推進プラン」 を策定いたしました。

七尾市では、平成18年度(2006年度)より「七尾市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な活動をとおして市民意識の醸成に取り組んでまいりました。関係者の方々の努力のおかげもあり、市内各所で女性の活躍する姿を目にする機会も増えてまいりました。

この間、少子高齢化や若年人口の流出などによる人口減少、地域コミュニティの希薄化、 担い手不足による地域活力の低下や、頻発する自然災害の脅威、コロナウイルス感染症の 拡大で顕在化した新たな課題への対応が求められています。

こうした中、私たちにできることは、職場・地域・家庭で調和のとれた生活を送ることであり、男女がお互い尊重し合い、性別にかかわりなく活躍できる環境づくりです。これは、SDGs (持続可能な開発目標)の一つ「ジェンダー平等の実現」の理念と共有するものです。

今回、これまでの取り組みや課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現を行っていくにあたり「支え合いのネットワークがはりめぐらされたまちづくりをめざして」を掲げました。 赤ちゃんからお年寄りまで誰もが笑顔で暮らすことのできる社会、生きがいを持って活躍できる社会を目指し、施策の推進に取り組みます。

本プランを着実に推進するため、市民の皆様や企業の方々と一丸となって取り組むことが重要と考えています。男女がともに責任を担い、暮らしやすい社会を実現するために、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたりご尽力いただきました七尾市男女共同参画審議会をは じめ、パブリックコメント等を通じ建設的なご意見をいただきました市民の皆様に心から お礼申し上げます。

令和3年3月

七尾市長 茶 谷 義 隆

目 次

第1章	推進プランの策定にあたっ	て
1	計画策定の趣旨	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
2	第4次推進プラン策定の考えが	ち ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	計画の性格と位置づけ	•••••• 1~2
4	計画期間	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
5	七尾市の状況	- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
第2章	推進プランの基本的な考え	方
1	目的・	
2	目標 •	
3	施策の体系・	
第3章	基本目標と施策の方向	
基本目	 	実現に向けた意識の改革 ・・・・・・・ 9
施策	 策の方向1 男女共同参画の実理	現に向けた意識づくり ・・・・・・ 9~10
施策	策の方向2 教育を通じた男女共	共同参画の推進 ・・・・・・・・10~11
施策	策の方向3 男女の人権の尊重	• • • • • • • • • • • • • • • • 11
基本目		おける男女共同参画の促進 ••••11~12
施策	 策の方向1 家庭・地域における	る男女共同参画の促進 ・・・・・・・12
施策	策の方向2 職場における男女共	共同参画の促進 (女性活躍推進計画関係)・13~14
施策	策の方向3 方針の立案・決定過	■程への男女共同参画の促進 ・・・・15~16
基本目	目標3 男女がいきいきと活動	動できる環境づくり ・・・・・ 16~17
施策	 策の方向1 男女の性を尊重し、	生涯にわたる健康の保持及び増進・・・・17
施策	策の方向2 安心して暮らせるヨ	環境づくり ・・・・・・・・・・18~20
第4章	計画の推進	
1	推進体制の整備・・・	••••••21~22
2	計画の数値目標・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
資料	料編	
<u> </u>	············ 第4次七尾市男女共同参画推進	プラン策定経過・・・・・・・・23
· ·	七尾市男女共同参画審議会委員	
•	· · · - = - 	- ·

第 1 章 推進プラン策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、日本では平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」のもと、様々な取組みが進められています。

平成27年8月には、女性の採用、登用、能力開発等をさらに推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され積極的改善措置の実行及び働き方改革等が進められ、女性就業者数や企業の各役職段階に占める割合が着実に上昇しています。

しかし、取組の進展が未だ十分でないものとして、政治分野、経済分野においての男女を取り巻く状況、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応など、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在していること等が考えられます。また、セクシャルハラスメントや性暴力などの女性に対する暴力への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させる必要があります。

加えて、令和2(2020)年からの新型コロナ感染症の拡大によって顕在化した女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もありません。

こうした社会に見合った、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となる男女共同参画社会の実現に向け、令和2年度で期間満了となる第3次推進プランの取組状況、課題などを踏まえ、「第4次七尾市男女共同参画推進プラン」を策定するものです。

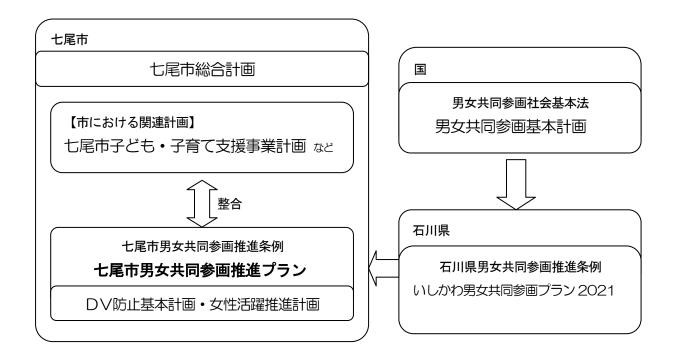
2 第4次推進プラン策定の考え方

計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」の基本的考え方を踏まえ、第3次七尾市男女共同参画推進プランを基本として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年4月13日制定)」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年8月28日制定)」及びSDGs(持続可能な開発目標)の理念に共有する推進プランとして策定しております。

3 計画の性格と位置づけ

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「七尾市男女共同参画推進条例」第10条に基づき策定するもので、本市の男女共同参画推進に関する基本的取組みの方向と具体的施策を示す計画です。

- (2) この計画は、「第2次七尾市総合計画」を上位計画とし、「七尾市子ども・子育て支援事業計画」など各部門の関連計画との整合性を考慮し策定したものです。
 - 男女共同参画施策を総合的、計画的に推進するため、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえたものです。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」 第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。



4 計画期間

この推進プランの計画期間は、令和3年度から令和12年度の10年間とします。 ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

七尾市の状況 5

(1) 人口及び世帯数の状況

本市の人口は、昭和55年の69,945人をピークに減少しており、平成27年に は、ピーク時の79.1%の55,325人となっています。世帯数は、平成17年ま で緩やかな増加傾向が続き、平成22年から減少傾向にあります。昭和55年に、 3.7 人だった世帯当たりの人員数は、平成27年には2.7人まで低下しています。

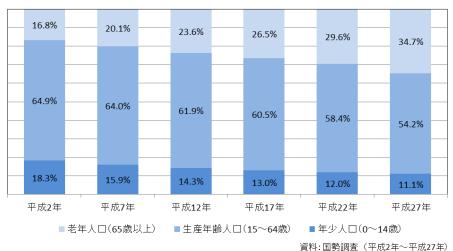
■七尾市の人口、世帯数及び世帯当たり人員の推移



資料:「国勢調査(昭和45年~平成27年)」

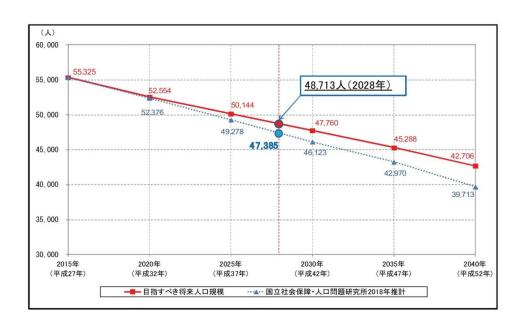
年齢区分別では、年少人口(0歳~14歳)の比率と生産年齢人口(15歳~64歳) の比率が減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しています。

■七尾市の年齢3区分別人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所2018年推計から公表された将来推計人口は、2040年には39,713人と、2015年の約7割となります。

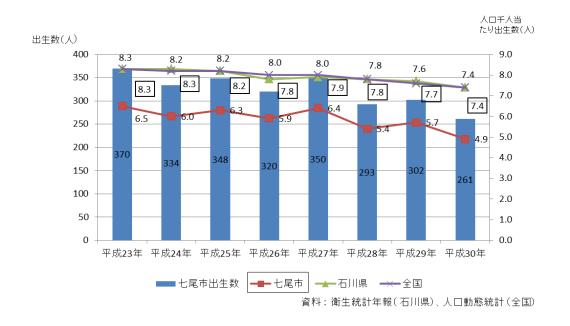
■七尾市の将来人口目標



(2) 出生数の推移

本市の出生数は年々減少傾向にあり、平成30年の人口1,000人当たりの出生数は4.9人で、全国・石川県の平均値を下回っています。

■七尾市の出生数の推移及び人口千人当たり出生数の推移

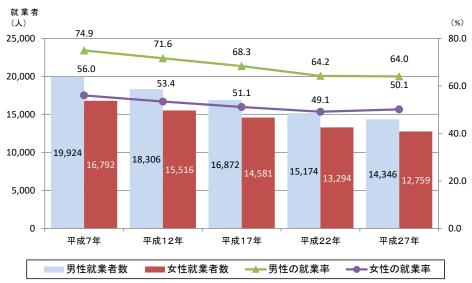


(3) 働く女性の状況

①女性就業者数

本市の女性就業者数及び就業率は、平成22年までは減少傾向が続きましたが、 平成27年は緩やかに増加しています。

■七尾市の男女別の就業者数及び就業率の推移



資料:「国勢調査(平成2年~平成27年)」

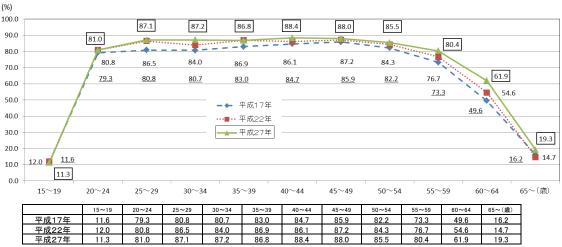
②女性の労働力率

国の女性の労働力率は、20代半ばと50代前後をピークに持ついわゆる「M字カーブ」を描いています。これは、出産・育児を機にいったん離職・非労働力化し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しています。

本市においては、20歳~54歳までのどの年齢階層においても労働力率は非常に高く、平成27年には、20歳~30歳前半の階層で労働力率がさらに高くなっていることから、働き続ける女性が増えていることがうかがえます。

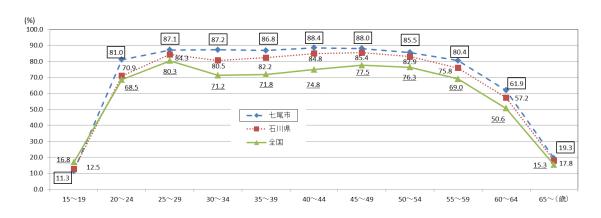
また、平成27年において労働力率は、全国平均、石川平均を上回っています。

■七尾市の女性の労働力率の推移



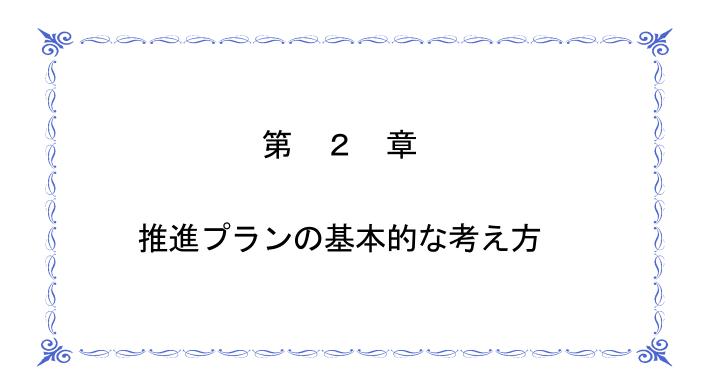
資料:「国勢調査 (平成17年~平成27年)」

■全国および石川県と比較した七尾市の女性の労働力率(平成27年)



	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~(歳)
七尾市	11.3	81.0	87.1	87.2	86.8	88.4	88.0	85.5	80.4	61.9	19.3
石川県	12.5	70.9	84.3	80.5	82.2	84.8	85.4	82.9	75.8	57.2	17.8
全国	16.8	68.5	80.3	71.2	71.8	74.8	77.5	76.3	69.0	50.6	15.3

資料:「国勢調査 (平成27年)」



1 目 的

この推進プランは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の実現を目指して、七尾市男女共同参画推進条例に規定する男女共同参画の推進に関する6つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的としています。

基本理念 (七尾市男女共同参画推進条例第3条から要約)

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度または慣行についての配慮
- (3) 方針の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動とその他社会生活における活動の両立
- (5) 国際的な理解と協調
- (6) 男女の互いの性の理解と生涯にわたる健康の保持及び増進

2 目標

総合目標

男女共同参画社会の実現

~ 支え合いのネットワークがはりめぐらされたまちをめざして~

市民がいきいきと心豊かに暮らし続けていくには、経済活動や地域活動などにおいて、 個性を活かし活躍できる機会が多くあることや、安心して生活を送ることができる環境 づくりが重要です。

市民(男女)が自立した人として、人と人、地域と地域が結び合い、みんなの幸せを願って支え合いながら、しあわせの輪が広がる町にしたいという想いから、総合目標を ~支え合いのネットワークがはりめぐらされたまちをめざして~ とします。

この推進プランは、男女共同参画社会の実現を目指し、基本理念、総合目標を達成する施策展開につなげていくため、3つの基本目標を掲げ施策を展開していきます。

基本目標

- 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革
- 2. 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進
- 3. 男女がいきいきと活動できる環境づくり

3 施策の体系

総合目標	基本目標	施策の方向	No. 基本的施策
			1 啓発・周知活動の充実
		1. 男女共同参画の実現 に向けた意識づくり	2 社会制度・慣行の見直し
	1 男女共同参画社会		3 多様な文化の尊重及び理解の推進
	の実現に向けた意	2. 教育を通じた男女共	4 学校等における教育の拡充
→	識の改革	同参画の推進	5 社会教育の推進
支え合いのネットワ		3. 男女の人権の尊重	6 男女の人権に関する啓発の推進
のネ		1. 家庭・地域における	7 家庭生活における男女共同参画の促進
ットロ		男女共同参画の促進	8 地域活動における男女共同参画の促進
			9 事業主・労働者への法・制度の周知及び啓発
共がは	2 家庭・地域・職場に	2. 職場における男女共 同参画の促進 (女性活躍推進計画関 係)	10 就労のための能力開発の促進
男女共同参画社会の実現ークがはりめぐらされた	おける男女共同参		11 雇用の分野における男女の均等な機会と待
くらさ	画の促進		週の確保 12 農漁業に携わる女性の活動支援
実現しれた			12 辰///未に1元1プロダイエップロジスス
		3. 方針の立案・決定過程への男女共同参画	13 方針の立案・決定過程への女性参画の拡大
まちをめ		の促進	14 人材育成
めざして		1. 男女の性を尊重し、生涯にわたる健康の	15 健康づくりの推進
7		保持及び増進	16 妊娠・出産における健康支援
5	3 男女がいきいきと		17 子育てへの支援
	活動できる環境づ	2. 安心して暮らせる環	18 安心・安全な住環境の整備
	<り	境づくり	19 市民との協働によるまちづくりの推進
			20 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護 (DV防止基本計画関係)
			1 批准本地の製造
	計画	の推進	1 推進体制の整備
			2 計画の数値目標

第 3 章 基本目標と施策の方向

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

これまでも、男女共同参画を推進する様々な取組が進められてきましたが、依然として 社会全体の意識が変わるまでには至っていません。その要因の一つとして、働き方・暮ら し方の根底に性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見や無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)があります。

女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画していける条件を整備していくことが必要です。

施策の方向1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

男女共同参画を進める法律や制度については整備されてきましたが、それらが真に生かされるためには男女共同参画の視点での意識の改革が必要です。男女共同参画についての広報誌を通じて周知、講演会開催等の情報提供を行い、意識づくりを進めます。

また、子どもをはじめ様々な世代で、女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、持続可能な働き方を実践するとともに様々な活動に参画していける条件を整備していくことを進めます。

国際理解の推進については、国際社会に対する認識や視野を広げ、市民レベルでの相互理解、協力関係を築くことでお互いの文化の違いを理解し、より一層の交流を深めていきます。

基本的施策1 啓発・周知活動の充実

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
1–1	啓発・周知活動の充 実	男女共同参画が必要であることをあらゆる人 が共感できるよう、対象に応じた効果的な手法 を用いてわかりやすく受け入れられやすい広 報・啓発活動を進めます。	

基本的施策2 社会制度・慣行の見直し

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
2–1	男女共同参画苦情 処理委員等の相談 体制の充実	男女共同参画苦情処理委員の一層の周知を図るとともに、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと思われる施策等に関する苦情に対して適切な対応を行います。	人権・男女共同参画室
2–2	具体的施策の調査	男女共同参画に関する施策について調査を実 施します。	人権・男女共同参画室

2-3	市民・地域団体・事 業所等への情報提 供	男女の社会における活動の選択に対して中立 的に機能するような社会制度や慣行の構築の ため、市民・コミュニティセンター地域団体・ 事業所等への情報提供に努めます。	人権・男女共同参画室
		事業所等への情報提供に努めます。	

基本的施策3 多様な文化の尊重及び理解の推進

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
3–1	多文化共生社会の 推進	在住外国人も日本人も互いの文化的違いを認め合い地域社会の構成員として暮らしやすい地域社会づくりを推進します。	地域づくり支援課

施策の方向2 教育を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現していく上で、幼少の頃から長年にわたり形成されがちな固定的な役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。固定観念の打破には幅広い年齢層に応じた教育や学習の場での働きかけが重要となります。一人ひとりの個性や特性、違いを認め合う教育を一層推進していくことが求められます。

基本的施策4 学校等における教育の拡充

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
	認定こども園、保育	子どもの性差や個人差に留意し、性別による固	
4–1	園における男女平	定的な役割分担意識や偏見を持たないよう配	子育て支援課
	等意識の啓発	慮します。	
		児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全ての領	
	教育活動全体を通	域(教科、道徳、総合的な学習の時間など)を	
4–2	じての指導の充実	通じ、人権の尊重、男女平等の理念や男女相互	学校教育課
	しての相等の元夫	の理解と協力の重要性、家庭の大切さなどにつ	
		いての指導を行います。	
		学校の教育活動全般において、男女が共に、各	
		人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別	
4–3	キャリア教育の充	役割分担に捉われずに、主体的に進路を選択す	 学校教育課
4 0	実	る能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画	于汉秋月林
		の視点を踏まえた望ましいキャリア発達を促	
		す指導及び進路決定のための指導に努めます。	
		学校長を始めとする教職員が男女共同参画の	
4–4	教職員の意識の向	理念を理解し、男女共同参画意識を高めること	 学校教育課
	上	ができるよう、研修等を充実させます。	

基本的施策 5 社会教育の推進

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
5—1	家庭・地域における 学習機会の充実	日常の家庭生活の中で男女平等観に立った家 庭生活や子どもの養育が行われるように、家庭 教育に関する学習機会を充実させます。	スポーツ・文化課 人権・男女共同参画室

施策の方向3 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現には人権を尊重する意識の浸透が不可欠です。人権に関する広報・啓発活動を積極的に行い、一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図るとともに、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図り女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて協力に取り組んでいきます。

基本的施策6 男女の人権に関する啓発の推進

	在中間が成立 ガスツン(自己以) もらしい)にた					
番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等			
6–1	人権に配慮した広 報活動	広報誌を始めとする市刊行物やケーブルテレビななお自主放送等において、性差に関する偏見を助長するような表現や写真・イラストなどを掲載しないよう配慮します。	広報広聴課			
6–2	男女の人権に関する啓発	人権尊重意識を高めるため、リーフレットの作 成・配布などを行います。	人権・男女共同参画室			
6–3	女性に対するあら ゆる暴力の根絶に 向けた意識啓発	女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む 重大な人権侵害です。さらに貧困や様々な困難 にもつながることもある深刻な問題であり、決 して許されるべきではないことの意識啓発を 図ります。	人権・男女共同参画室			

基本目標2 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進

少子高齢化が進むなかで、働きたい人全てが性別に関わりなくその能力を十分に発揮し生き生きと働くことができる環境をつくることが重要です。しかしながら、家事・育児・ 介護については依然として女性がその多くを担っているのが現状です。 働きたい女性の個性と能力が十分に発揮できる豊かで活力ある社会を実現するために、 職場における性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行を見直し、仕事と生活との 両立を図るために必要な環境を整備することが重要です。

また、社会のあらゆる分野に男女の意見が反映され、一人ひとりが持てる能力を発揮し、ともに責任を担うことは男女共同参画を進める上で重要なことです。

男女共同参画の推進には、家庭・地域・職場などさまざまな場において、方針決定の過程に高い意識を持って行動し責任を担うことができる人材の育成も必要です。

施策の方向1 家庭・地域における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現のためには、まず家庭において、男女がともに協力しあっていくことが必要です。家庭生活における家事・育児・介護等において、家族がともに責任を持ち、役割を担うことができるよう取り組みます。

また、豊かな活力ある地域社会をつくるには、男女がともに地域活動に参画していくことが重要です。地域にある固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が共に職場生活と家庭生活との両立を図ることができ、地域社会に主体的に参画できる環境づくりを進めます。

基本的施策7 家庭生活における男女共同参画の促進

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
7— 1	家族の介護参加の 促進	家族介護教室や認知症サポーター養成講座などを開催し、家族が介護や認知症を理解して介護できるよう、家庭における適切な介護方法等の講習などを行います。	高齢者支援課

基本的施策8 地域活動における男女共同参画の促進

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
8-1	地域コミュニティ への参加と共同の 推進	地域における性別による固定的役割分担意識の見直しを呼びかけ、男女ともに多様な年齢層の地域活動を推進します。 町会や地域づくり協議会及び PTA などの運営に女性が積極的に参画出来る地域づくりを促進します。	地域づくり支援課 人権・男女共同参画室

施策の方向 2 職場における男女共同参画の促進 (女性活躍推進計画関係)

人口減少や少子高齢化の進展により、多様な労働力の確保が求められており、男女が共 に働きやすい職場環境づくりは、男女共同参画社会の実現に向けた大きな課題です。

男女雇用機会均等法、労働基準法や育児・介護休業法などが整備され、女性の働く環境は改善されてきていますが、賃金格差や昇進、昇格の不平等など男女間格差があります。

雇用の場における男女共同参画の実現のためには、男女が平等に働くことのできる労働環境・条件が整備されるよう、事業主や労働者、自営業者に対して啓発を行い、女性の就労に対する能力向上のための支援を行い、女性の職業生活における活躍を推進します。

基本的施策9 事業主・労働者への法・制度の周知及び啓発

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
9–1	ワーク・ライフ・バ ランス (仕事と生活 の調和) の推進	労働者が仕事と育児・介護、地域活動等を両立 できるよう各種支援制度の周知と意識啓発に 努めます。 また、仕事と育児・介護とが両立できる制度を もち、柔軟な働き方を労働者が選択できる取組 を行っている事業所については評価すること により、事業主の取組みを推進します。	人権・男女共同参画室 監理課
9–2	ポジティブ・アクション (積極的改善措置) の推進	事業主に対し、 男女雇用機会均等法等の一層 の周知を図り、男女間の格差を解消するポジティブ・アクション (積極的改善措置) の導入促 進にむけた情報提供、啓発を行います。	人権・男女共同参画室
9–3	ハラスメント防止 意識の普及	職場におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティハラスメント等あらゆるハラスメント の防止に向け事業所へ呼びかけ、女性が安心して働くことができる職場環境の改革に向けた取組を推進します。 市においても研修の機会を利用しセクシャル・ハラスメント等の防止意識の高揚を推進します。	人権・男女共同参画室
9–4	女性活躍推進法等 の周知	事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるように情報を提供します。	人権・男女共同参画室

基本的施策10 就労のための能力開発の促進

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
10-1	起業家支援	七尾商工会議所・能登鹿北商工会等と連携し、 起業を目指す方に対する相談や専門家による 助言・指導を行います。 また、中小企業者からの事業活動に関する相談	商工観光課
		を受付け専門家派遣による助言・指導も行います。	

基本的施策11 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
11-1	求人情報の提供	地域の身近なところで就職情報が得られるように、ハローワーク七尾と連携を取り、毎週「就職案内」を各公共機関窓口に常置します。	商工観光課
11-2	男女雇用機会均等 の促進	県や各種団体と連携し女性への就業支援など を推進します。	人権・男女共同参画室
11-3	労働相談への情報 提供	雇用の場における格差の解消や就業条件の整備にむけた相談にかかる関係機関の紹介や情報提供に努めます。	商工観光課 人権・男女共同参画室

基本的施策12 農漁業に携わる女性の活動支援

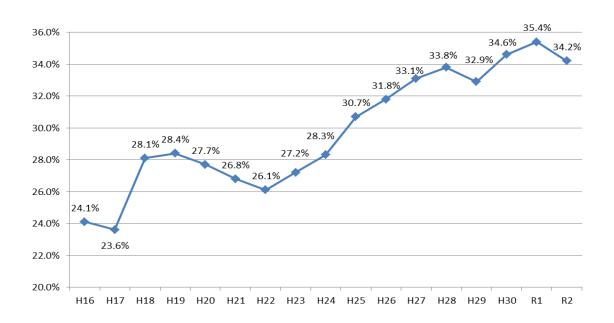
番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
12—1	認定農業者の育成	認定農業者に対して説明会を開催し、女性の農 業経営パートナーとしての参加を促進します。	農林水産課
12-2	中核農家への支援	地域で中心となって農業を営んでいる農家に 研修会等への参加を促進します。	農林水産課
12-3	経営管理能力向上 の支援	男女問わず、経営管理に関する講座や研修会等 への参加を促進します。	農林水産課

施策の方向3 方針の立案・決定過程への男女共同参画の促進

魅力ある豊かな男女共同参画社会を築いていくためには、男女双方の意見が対等に反映されることが大切であり、さまざまな分野における方針の立案・決定過程への女性の参画を推進する必要があります。

本市における各種審議会等への女性委員の参画割合は、34.2%(令和2年4月末現在)で、女性委員のいない審議会等もあり、広く市政に女性の意見を取りいれるため、今後も女性の参画を促進します。

■七尾市各種審議会における女性登用率の推移(各年度4月末現在)



基本的施策13 方針の立案・決定過程への女性参画の拡大

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
	企業・団体等におけ	企業、各種団体に対し、実態調査や情報提供等	
13—1	る女性参画の促進	を通じて、方針決定及び指導的地位への女性の	人権・男女共同参画室
	る女性参画の促進	参画を推進します。	
		男女の双方の意見が反映されるよう市の審議	
		会等における女性委員の割合を、平成32年度	
		までに40%を目指します。	
13-2	審議会等への女性	女性委員が不在の審議会等へ女性委員選任の	全部局
13 2	参画の拡大	働きかけをし、女性委員が不在の審議会等の解	人権・男女共同参画室
		消を目指します。	
		女性委員の登用状況の調査を行い、その結果を	
		ホームページ等で公表します。	

13-3	女性職員の登用の 促進	政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する ため、市が率先して指導的地位への女性職員の 登用を進めます。	秘書人事課
13–4	施策・方針決定過程 の透明性の確保	市民の行政への参画を推進するため、情報公開制度の的確な施行を確保すると共に広く市民(男女・職業を問わず)に対し公表し意見を募集する「市民意見募集制度」手続きの活用に努めます。	広報広聴課

基本的施策14 人材育成

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
14-1	女性の自己啓発の 推進	女性が意識や能力を高めるための自己啓発に 取り組めるよう、研修会の開催や学習機会の情 報提供に努めます。	人権・男女共同参画室 スポーツ・文化課 秘書人事課
14-2	各種団体活動の推 進	県等の研修情報等を提供し、女性団体や自主グループなどそれぞれの団体の主体性を活かした活動を推進します。 各分野で活躍しているグループ等のネットワークづくりを推進します。	人権・男女共同参画室
14–3	リーダーの育成	リーダー育成のため、男女共同参画や市民活動 に関する全国会議や研修会などの情報提供を 行うとともに、会合の開始、終了時間帯などに 配慮します。 また、企業における女性のリーダー育成意識が 高まるよう、県等が実施する企業向け研修や交 流機会などの情報提供を行います。	人権・男女共同参画室

基本目標3 男女がいきいきと活動できる環境づくり

生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいく上での欠かせない要素であります。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患などを経験する可能性があり、男性とは異なる健康上の配慮がなされる必要があります。また、年々、女性の就労が進み、結婚後も働きながら妊娠、出産、子育てを行うことも多くなり、女性の抱える心身の負担はますます大きくなっています。

このことから、性差に関する理解を深めるとともに、男女の健康を生涯にわたって支援するための取り組みを総合的に推進する必要があります。

また、高齢化の進展に伴い、独居高齢者や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者は、 年々増加しており、日常の声かけ・見守りから災害時の支援まで、地域全体で取組むべき 課題となっております。

地域の課題を解決し、活力ある地域を維持するためには、家庭や地域を支えている女性の参画が不可欠であり、地域で安心・安全に過ごせる環境づくりに取り組む必要があります。

施策の方向1 男女の性を尊重し、生涯にわたる健康の保持及び増進

男女がお互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

本市では、生涯を通じた健康支援、健康づくりを行うとともに、妊娠・出産等に関する 健康支援や思春期の若者を対象に適切な性教育の普及啓発を行うなど、男女の性差に応じ た健康を支援します。

基本的施策15 健康づくりの推進

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
15–1	ライフステージ (世 代別) に応じた健康 の保持・増進	がんや糖尿病・高血圧などの生活習慣病予防の ために、検診及び健診の受診勧奨や健康教育・ 相談事業等を行い、予防知識の啓発・普及を推進 します。	健康推進課高齢者支援課
15—2	生涯スポーツの推 進	女性が参加しやすい環境を整え、いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツを推進します。 また、スポーツリーダーバンクを設置し、女性の登録を呼びかけます。	スポーツ・文化課

基本的施策16 妊娠・出産における健康支援

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
16–1	母子の健康づくり 支援	妊婦・産婦と子の健診や相談事業を行い、母子の健康保持・増進を図っていきます。また、不 妊治療にかかる経済的負担の軽減を行います。	健康推進課
16-2	適切な性教育の推 進	小・中学生を対象に、他者を思いやる心をはぐくみ、男女の性の尊重についてや、「いのち」を大切にするための教育を実施します。 また、学校においても、保健や特別活動等を通じて、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。	健康推進課学校教育課

施策の方向2 安心して暮らせる環境づくり

少子高齢化、情報化、核家族化等が進展する中で、男女が仕事と育児、介護等の家庭生活、その他の活動バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにすることの重要性は増しております。

子育てについては、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、 安心して子育てができるよう支援を行います。

地域防災や地域での高齢者等見守り体制の環境整備を図ることにより、身近な暮らしの 場である地域社会において、男女ともに支え合いながら、安心・安全に暮らせる環境づく りに取り組みます。

加えて、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大が収束したポストコロナ時代と見捉え「新たな日常」の実現に向けて取り組みます。

基本的施策17 子育てへの支援

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
17–1	幼児教育・保育、学 童サービスの充実	保護者の就労状況やニーズに応じた認定こども園、保育園、放課後児童クラブにおけるサービス内容の充実を図ります。	子育て支援課
17-2	地域における子育 て支援の推進	すべての子育て家庭が安心して地域で子育てできるよう、認定こども園、保育園、子育て支援センター、などが連携し、地域における子育て支援を推進します。	子育て支援課
17–3	ひとり親家庭等に 対する支援	ひとり親家庭等に対しては、子育て、生活、就 業等必要な支援の制度の周知に努め、経済的な 自立を支援します。	子育て支援課
17–4	小児救急医療体制	地域医療体制の充実により、乳幼児を抱える保 護者が昼夜とも安心して子育てできる環境を 整備します。	健康推進課

基本的施策18 安心・安全な住環境の整備

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
18–1	環境保全の推進	女性の視点による意見を取り入れ、環境保全活 動を推進します。	環境課
18–2	相談体制の充実	人権相談や日常生活に関する様々な相談に応じるため、相談日を設けるなど相談体制の充実を図ります。また、七尾市要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や適切な保護等、問題解決に取り組みます。	福祉課 子育て支援課 人権・男女共同参画室
18–3	景観活動の推進	女性の視点を反映させ、景観形成活動に取り組 むことにより、魅力ある景観づくりを推進しま す。	都市建築課
18–4	公営住宅の適正な 管理運営とバリア フリー化の推進	公営住宅の適正な管理と運営を図ることにより、安心安全な住環境を提供します。 また、公営住宅等建設の際は、積極的に男女共同参画の視点を取り入れ、バリアフリー化を推進します。	都市建築課
18–5	地域における防災 対策の支援	男女共同参画の視点に立った防災対策が推進されるよう、地域ぐるみの自主防災組織及び人材の育成、地域防災における機能強化を支援します。	防災対策室
18-6	地域における支え 合いの支援	地域福祉ネットワークの充実を図り、高齢者等 が孤立することがないよう、女性の視点による 意見を取り入れ、地域での見守り体制の整備に 努めます。	福祉課 高齢者支援課

基本的施策19 市民との協働によるまちづくりの推進

番号	具体的施策	具体的施策の内容	担当課等
19–1	文化のまちづくり の推進	文化振興による心豊かな活力あるまちづくり を推進するために、女性の参画を促します。	スポーツ・文化課
19–2	地域づくり協議会 を中心とする市民 との共同活動の推 進	地域の様々な課題解決や地域コミュニティの 活性化に向けて、住民と行政が各々の立場で協力、連携するとともに、自立した地域づくりを 支援します。	地域づくり支援課

(DV防止基本計画関係)

男女の人権が尊重され、配偶者等からの暴力におびえることなく安心して暮らすことのできる社会の実現は、すべての人々の願いです。

暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていける社会であることが大切です。関係機関、関係団体、市民と協力して、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指します。

基本的施策20 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護

番号	具体的施策	具体的施策の内容	
20-1	安心して相談できる体制の充実	相談窓口の周知を行い、安心して相談できる体制の充実に努めます。相談員等への研修を行い、資質向上を図ります。また、関係機関と連携し、障害のある人や外国人被害者に配慮した情報提供や相談対応に努めます。	子育て支援課 人権・男女共同参画室
20-2	被害者の安全な保護体制の充実	配偶者暴力相談支援センターや警察と連携し、 DV 被害者やその同伴する家族の一時的な保護 を行うなどにより、安全の確保を図ります。ま た、児童相談所、保健所等と連携し、心のケア を含めた適切な支援を行います。	子育て支援課 健康推進課 人権・男女共同参画室
20-3	被害者の自立の支援	福祉や雇用等各種施策の情報提供や活用の助 言を行い、関係機関との連絡調整等、継続的な 支援を行います。	子育て支援課福祉課
20–4	関係機関の連携と 協働	状況に応じて連絡会等を開催します。	人権・男女共同参画室
暴力を許さない社		暴力を許さない社会の実現のための意識啓発 や加害者の暴力抑止に向けた周知活動を行い ます。	人権・男女共同参画室

第 4 章 計画の推進

1 推進体制の整備

本推進プランの施策の実施にあたり、適切な進行管理のもと、男女共同参画の視点に立ち、市民、事業所、関係機関等との連携を図りながら進めていく必要があるため、男女共同参画を推進する体制の充実に取り組みます。

(1) 庁内推進体制の充実

	具体的施策	具体的施策の内容	
男女共同参画推進 1 本部の設置		男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、広い行政部門にまたがっているため、庁内関係部課の連携が重要です。 このため、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために設置した、男女共同参画推進本部会議において関係部局と連携し、各種施策の効果的推進及び進行管理に努めます。	
2	職員への啓発	推進プランの実効性を高めるため、市職員に対する研修機会や情報提供に努めます。	
3 進行管理		計画の進捗状況について定期的に点検・評価し、進行管理を行います。 七尾市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び 施策の実施状況を年次報告として公表します。	

(2)審議会の設置

具体的施策		具体的施策の内容
1	男女共同参画審議 会の設置	七尾市男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画審議会 において、男女共同参画に関する基本的な事項について調査審議する とともに、計画の進捗状況に関して意見を求めます。

(3) 苦情処理体制の充実

	具体的施策	具体的施策の内容
1	苦情処理機関との 連携	市が実施する男女共同参画の推進施策等に関する市民からの苦情等 の申出を処理するため、苦情処理機関を設置し、市民からの意見を施 策に反映します。

(4) 市民協働による推進

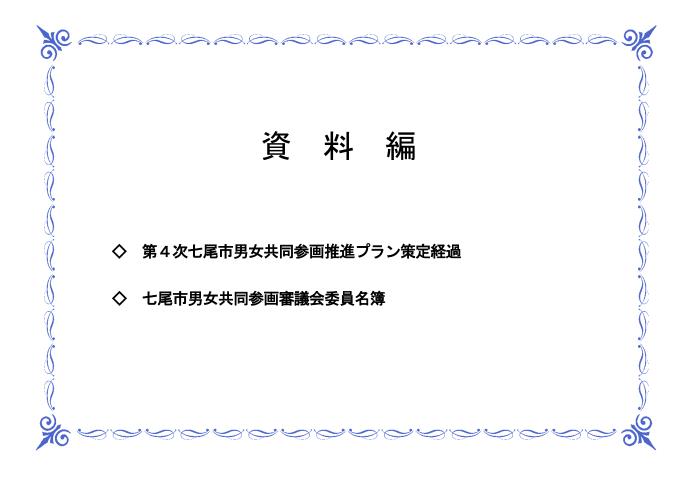
	具体的施策	具体的施策の内容
1	市民、各種団体等の 連携	男女共同参画の推進に向け、市民に対し情報提供を行い、計画の周知を図るとともに、市民や各種団体等との連携を深め、計画の推進を図ります。

(5)国・県との連携

具体的施策		具体的施策の内容
1	国・県との連携	国・県の動向を把握し連携を図りながら、先進的な取り組みを踏まえ つつ施策の推進を図ります。

2 計画の数値目標

基本目標	項目	現状	目標値
	審議会等における女性委員の 割合	(令和2年度) 34.2%	(令和12年度) 40.0%
家庭・地域・職場における男女共同参画の	女性委員が不在の審議会等の数	6審議会	0審議会
促進 	県男女共同参画推進宣言企業 の数	3 0社	3 5社
	がん検診の受診率の向上	(令和元年度)	(令和7年度)
男女がいきいきと活 動できる環境づくり	胃がん(40~69歳) 肺がん(40~69歳) 大腸がん(40~69歳) 乳がん検診(40~69歳) 子宮頚がん(20~69歳)	12.7% 17.5% 18.4% 35.3% 26.1%	2 0 %以上 2 0 %以上 2 0 %以上 4 0 %以上 3 0 %以上



第4次七尾市男女共同参画推進プラン策定経過

年 月 日	事項
令和2年 8月28日	第4次推進プランについて 市長の諮問事項について 第4次推進プランの基本方針について
	総合目標、基本目標について
令和2年 9月24日	七尾市男女共同参画審議会(令和2年度第1回) 令和元年度男女共同参画推進事業状況について 令和2年度審議会における女性の割合について 第4次推進プラン策定について
令和2年10月28日	第4次推進プラン策定庁内ワーキンググループ検討会 各課における取組事業報告について 第4次推進プラン策定について 施策の体系について
令和2年12月26日	第4次推進プラン策定庁内ワーキンググループ検討会 各課における取組事業について
令和3年 1月21日	七尾市男女共同参画審議会(令和2年度第2回) 第4次男女共同参画推進プラン(素案)について
令和3年 1月22日	七尾市議会総務企画常任委員会説明(中間報告) 第4次七尾市男女共同参画推進プラン策定に係る中間報告に ついて
令和3年 2月1日~ 2月15日	市民意見募集(パブリックコメント) 第4次七尾市男女共同参画推進プラン(素案)につい て市民意見募集
令和3年 2月25日	七尾市男女共同参画審議会(令和2年度第3回) 第4次七尾市男女共同参画推進プラン最終審議
令和3年 3月18日	第4次七尾市男女共同参画推進プランに係る市長答申
令和3年 3月	ホームページに掲載

七尾市男女共同参画審議会委員名簿

任期(令和2年7月~令和4年3月)

NO	役 職	氏 名	所属職又は団体名
1	会長	橋場・美貴	学識経験者
2	副会長	小林 信之	七尾市地域づくり協議会代表
3	委員	川口徳之	七尾市PTA連合会代表
4	11	垣内節子	能登鹿北商工会代表
5	11	 荒巻 幸子	七尾市小中学校校長会代表
6	11	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	七尾市女性団体協議会代表
7	11	滝中 亮太	七尾青年会議所代表
8	11	築山秀信	石川県男女共同参画推進員代表

(順不同)

第4次七尾市男女共同参画推進プラン

(令和3年度~令和12年度)

発行 七尾市

〒926-8611 七尾市袖ケ江町イ部25番地

編集 七尾市 総務課 人権・男女共同参画室